

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	離島振興対策実施地域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置				
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の第 9 号、第 37 条の 4、同法施行令第 25 条第 12 項第 2 号二）				
見 直 し の 内 容	<p>離島振興対策実施地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合に、当該事業年度に離島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、1 年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるときに当該譲渡による譲渡益の一部（80%）についての課税の繰延べ措置を廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">+23 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	+23 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	+23 百万円 （ - 百万円）				
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>離島は、国土の約 12 倍、世界第 6 位となる広大な領域、排他的経済水域等の確保などの国家的役割を果たしている。</p> <p>一方、離島は、海による本土との隔絶性など他の地域にはない条件不利性から、新たな産業が進展しにくい状況にある。加えて、離島の主な産業である農林水産業や建設業は低迷しており、雇用の確保・新たな雇用の創出が極めて厳しいものとなっている。</p> <p>このため、離島地域外から離島地域内への企業の流入を促進し、産業の育成、雇用機会の確保を図ることを目的とする、離島地域における新規流入企業の課税を将来に繰り延べる本特例措置は、重要な制度であり、本特例措置の存続が望ましいところである。</p> <p>しかし、本特例措置は、平成 5 年度の創設以降、適用実績が僅少な状況であり、近年は適用実績が見られない状況が続いている。離島地域は、交通、土地等の制約によりそもそもの企業立地のポテンシャルが低いことや長引く景気低迷も相まって、今後の適用も多く見込めないことなどから、「政策税制措置の見直しの指針」に従い、本特例措置について廃止するものである。</p>				

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	離島振興対策実施地域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置		
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号、第 65 条の 9、同法施行令第 39 条の 7 第 6 項第 2 号二）		
見 直 し の 内 容	<p>離島振興対策実施地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合に、当該事業年度に離島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、1 年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるときに当該譲渡による譲渡益の一部（80%）についての課税の繰延べ措置を廃止する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	+21 百万円 （ - 百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>離島は、国土の約 12 倍、世界第 6 位となる広大な領域、排他的経済水域等の確保などの国家的役割を果たしている。</p> <p>一方、離島は、海による本土との隔絶性など他の地域にはない条件不利性から、新たな産業が進展しにくい状況にある。加えて、離島の主な産業である農林水産業や建設業は低迷しており、雇用の確保・新たな雇用の創出が極めて厳しいものとなっている。</p> <p>このため、離島地域外から離島地域内への企業の流入を促進し、産業の育成、雇用機会の確保を図ることを目的とする、離島地域における新規流入企業の課税を将来に繰り延べる本特例措置は、重要な制度であり、本特例措置の存続が望ましいところである。</p> <p>しかし、本特例措置は、平成 5 年度の創設以降、適用実績が僅少な状況であり、近年は適用実績が見られない状況が続いている。離島地域は、交通、土地等の制約によりそもそもの企業立地のポテンシャルが低いことや長引く景気低迷も相まって、今後の適用も多く見込めないことなどから、「政策税制措置の見直しの指針」に従い、本特例措置について廃止するものである。</p>		